

10月定例教育委員会報告

1 開催日時

令和元年10月2日(水) 15:30～17:10

2 出席者

委員 佐古 順子

渡邊 敬

村川 一恵

嶋崎 真英

中嶋 剛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 橋口 智秀 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 文化振興課参事 今村 明

教育総務課課長補佐 深江 美穂

3 議事

《議案》

第35号議案 専決処分の承認について

第36号議案 大村市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

第37号議案 大村市立図書館利用に関する要綱の制定について

第38号議案 大村市立史料館条例施行規則の一部を改正する規則について

第39号議案 大村市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について

第40号議案 大村市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

《協議・報告事項》

- ・大村市教育委員会事務局職員の令和元年10月1日付け（10月5日付け）人事異動について

4 議事録

教育長	ただ今から、令和元年10月教育委員会定例会を開催します。本日の会議は、定足数に達しております。
教育長	議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので、承認することといたします。 議事日程2、教育長報告を行います。9月4日以降について、報告をいたします。9月7日金曜日は、市補導委員連絡協議会が開催されております。9月8日日曜日と9月9日月曜日は、仙北市との姉妹都市連携40周年記念式典が仙北市で開催されております。大村市からは市民の方と合わせて50名以上の方にご参加いただきました。9月14日土曜日は、地域活性学会の全国大会、第11回研究大会がさくらホールで2日間にわたり開催されております。9月23日月曜日は大村ライオンズクラブ優勝旗争奪少年剣道錬成大会が開催されております。9月24日火曜日には、第1回の働き方改革委員会をスタートしております。また、9月26日木曜日は地区別市町教育長会が開催され、私と橋口課長の方で出席をしております。9月28日土曜日は、市立幼稚園の運動会が開催され、これにつきましては委員のみなさま方にも御出席をいただき、ありがとうございました。9月29日日曜日は黒木小学校の運動会で行いました。9月30日月曜日は10月1日付けの人事異動に伴う辞令交付を行いました。それから、本日、10月2日は各中学校区での自転車マナーアップ運動ということで、社会教育課主幹でございますので、教育委員会で手分けして参加しました。日頃からお世話になっている地域の方々もたくさん集まっていたいており、あいさつ運動も併せて行ったということでございます。以上でございます。
教育長	各委員から何か報告はありますか。
村川委員	地域活性学会には私も参加しました。先ほどの総合教育会議でも話をしましたが、大学生が活発な意見を発表し合っていてすばらしく、大村にも大学があればいいなと改めて思いました。そのなかで寺子屋の取組について大村高校とウエスレヤン大学の学生が発表をしてくださったのですが、素晴らしい事例だと言っていたので、なんてラッキーだったんだろうと思いました。運動会は、先日郡中学校の運動会と大村幼稚園の運動会に行ってきました。練習の時から暑さが酷く、運動会当日もとても暑くて心配しましたが、熱中症の報告はあがってきていなかったのでしょうか。大丈夫でしたでしょうか。

学校教育課長	熱中症は郡中学校で1名でした。あとは、玖島中学校の応援者の方が救急車で運ばれたということです。いずれも病院に行って帰宅をされ、軽症ですんだということでございます。
村川委員	ありがとうございます。異常気象で暑さが酷く、倒れて当たり前だろうと思うほど9月も暑いんです。それで、先日の運動会で高木先生と話をしておりました、3学期制になったら運動会はどうなりますかとお尋ねしました。10月にずれ込んでももう少し遅い時期になりそうだということでしたので、来年から秋の運動会は熱中症の心配も少し減るのかなと思います、安心したところでした。以上です。
教育長	確か来年の学暦は出来上がっていたと思うのですが、秋の運動会はどのあたりになっていましたか。
学校教育課参事	来年は中学校が来年は9月27日だったと思います。小学校が10月4日の予定です。
教育長	三学期制で運動会を春にするのか秋にするのかはその学校長の裁量ですので、時期を変えるというような話も聞いております。
学校教育課参事	春から秋に変更しようかという学校が、私が把握しているなかでは2校意向がありますが、まだ正式には決まっておりません。
教育長	そういう意向があれば、地域やPTAの方と協議しないといけないでしょうね。あとはそれを尊重してやっていかないといけないと考えております。他に各委員から報告はありますか。
渡邊委員	私も9月15日に2か所、桜が原中と郡中学校の運動会に行ってきました。それぞれの学校で特色があるなと思いました。桜が原中は最初の種目が、男子が1500m走、女子は800m走でかなりハードだと思いました。先頭を走っていた子で、途中2周目ぐらいで痙攣を起こした子がいて、かなりハードな種目だなと思いました。女子の800mもかなり激しいですね。しかし、やはりあれから全国的に有名な林田君や廣中さん達が出てくるのかなとは思いましたけれども。一般の子にはかなり厳しいなと思いながら見ていました。郡中の運動会は地域にとけこんでいると感じました。踊りや団体の綱引きのようなものもあり、従来の運動会のように和気あいあいという感じがしました。以上です。
教育長	ありがとうございます。午前中の涼しい時に長距離走を行うという考えでしょうね。それがコンディション作りでいかがなものかと渡邊委員は考えられたのですね。
渡邊委員	そうですね。しかし、よく走るなと思いましたね。かなり訓練されてるんでしょうね。走る種目が多いような感じがしました。
教育長	桜が原中学校に昨年までおられた橋口課長、いかがですか。
学校教育課長	体育大会に向けて特別な練習をしているわけではありませんが、日頃体育の授業でまずウォーミングアップでトラックを何周か走るというところから授業を始めてらっしゃるということで、日頃から走ることに向けて鍛えていらっしゃるという傾向はあるかなと思います。ただ、運動会当日は非常に暑かったですから、そのあたりを配慮しながら運営をなさっていたと思っております。以上です。
教育長	他に委員の皆様方から何かあればお願いします。

中嶋委員	<p>運動会についてですが、竹松小学校の開会式に出席してその後に競技を見ていましたら、1 学年のレースが25か26組あり、多いなと思いました。小規模校だとすぐに終わりますからね。こういう状況でやってるんだなという事を改めて感じました。その時に、保護者の立場に立った対策がされているなというのが2つありました。1つはレースが20何組あって多いですね。スターターの係の人がおられて、今何レースですと書いたものを掲げて一周されていて、どこからでも見えるようにされていました。保護者の方も今何レースだ、自分の子どもは何レースだということがわかるので、それはいいなと思ひまして、竹小の校長にこれはどこでもやっているのかと尋ねましたところ、富小はやっていましたが、どの学校でもやっているわけではないという風に言っていました。これは大変良いことだと私は思います。私は小学校と中学校に孫がおりますが、その学校にはそういう取組がありませんでしたので、ずっと数えていました。今は何レース、次2、次は3と。ですので、今何レースかを掲示するのは本当に保護者の立場に立っておられる、と。放送でも何レース目ということを書いていましたが、よく聞こえません。それともう一つ保護者の立場に立っているということ言えば、1レース目は誰々誰々と名前が書いた出走表を作ってそれを全部の保護者に配っていました。小体連や中体連ではそうしていますが、普通の体育大会、運動会ではなかなかそれはしないことです。それを竹小はきちんとしていましたので、保護者のことをよく考えてくれているねと校長には言いました。そういうことは小さい事だけでも大事なことだと改めて思いました。以上が感想です。</p>
佐古委員	<p>運動会のときは暑い時期でしたので、子どもたち、先生方、保護者の方々も大変だったと思います。西大村幼稚園も他の学校と同じように10間休憩があって子どもたちも一斉に休憩をとって水分補給もできていて、とても良かったなと感じました。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。 それでは次に、議事日程3、第35号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
社会教育課長	<p>第35号議案、専決処分の承認についてでございます、公の施設の指定管理者の指定についての一部訂正の9月定例市議会への提出について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったので委員会の承認を求めらるものでございます。これは8月定例教育委員会においてご承認をいただきました第32号議案公の施設の指定管理者の指定について、松並地区コミュニティセンターの一部訂正についてでございます。資料の5ページをお願いいたします。訂正の内容につきましては記載のとおりでございます、理由につきましては団体の代表者及び所在地に変更が生じた為でございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただ今、35号議案について説明がありましたが、御質問ありませんか。</p>
教育長	<p>それでは質疑を終結します。御意見はありませんか。よろしいでしょうか。</p>

全委員	はい。
教育長	それでは採決します。第35号議案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	原案のとおり、決定することにいたします。続きまして、第36号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
図書館長	<p>第36号議案、大村市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会の審議を求めるものでございます。改正理由は大村市立図書館条例の一部を改正する条例の施行に伴い、規則を整備するものです。7ページから14ページまでが改め文になっており、新旧対照表が分かり易いのでそちらを使って説明をいたします。15ページをお願いいたします。まず第2条、開館時間ですが、改正前は右側になりますけれども、午前10時から午後6時まででした。改正後は20ページから21ページの別表1のとおりとなり、大村市立図書館と分室となる郡地区公民館図書室の開館時間をそれぞれ定めております。大村市立図書館は、平日が午前10時から午後8時まで。土曜日、日曜日、祝日は午前10時から午後6時までです。分室となる大村市郡地区公民館図書室は午前10時から午後5時30分までとなります。15ページにお戻りください。第3条に休館日を規定しております。大村市立図書館の休館日は、改正前は月曜日、国民の祝日、年末年始、蔵書整理日ということで記載しております。改正後、新たに変わりますが、祝日が開館するということになりますので、(1)に記載していますように月曜日が国民の祝日にあたる場合はその日以後の直近の休館日、土曜日、日曜日又は休日でない日に振替えることになっております。それから、年末年始の休館日も1月5日までで、旧市立図書館では1月4日まででしたが1月の5日までと1日長くなっております。それから蔵書整理日ですが、旧市立図書館では、改正前は毎月第3木曜日としておりましたが、改正後は主に月末ということで1月から11月までは月の末日としております。ただし、その日が他の休館日、土曜日、日曜日又は休日にあたるときはその日以後の直近の休館日、土曜日、日曜日又は休日でない日にしております。これは利用者が多い土曜日、日曜日、祝日を避けて蔵書整理をしようということでこのような規定となっております。16ページをお願いいたします。改正後に郡地区公民館図書室の休館日を規定しております。郡地区公民館の休館日については地域に馴染んだものですので現状のままとし、日曜日と祝日は休館としております。年末年始は12月29日から1月3日まで公民館の休館日と同様としております。16ページの右側、改正前に記載してあります第4条から第5条の館内利用についての規定、それから次のページに、第7条、館内利用についての規定から19ページの第12条資料の寄贈という、こちら資料の寄託第13条ですね。そちらまではこのあとの第37号議案で審議をお願いいたします大村市立図書館利用に関する要綱で規定することといたしました。16ページにお戻りください。16ページの左側、改正後の第4条に駐車場の供用時間を記載しております。旧市立図書館では規則に供用時間を規定しておりま</p>

	<p>せんでしたが、今回記載のとおり、開館の30分前から閉館30分後までの供用時間としております。改正後の第5条から、17ページ第8条までこちらは多目的ホール等の使用の許可について規定をしたものです。主な改正点については以上です。施行期日は令和元年10月5日です。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>ただいま第36号議案について事務局が説明をいたしました。これについて、御質問はございませんか。</p>
村川委員	<p>言葉について教えて頂きたいのですが、16ページの駐車場の供用時間の供用時間は何を示しているのでしょうか。</p>
図書館長	<p>供用時間は利用者の方が利用出来る時間ということになります。</p>
村川委員	<p>自動改札ですよ。</p>
図書館長	<p>北側の第一駐車場はゲート式で、南側の第二駐車場はフラップ式となっております。</p>
村川委員	<p>午後8時半になったら締め切るというわけではないですよ。</p>
新図書館整備室長	<p>駐車場はゲート式の入場時間は通常の日であれば午後の8時半まで入ることができます、出る方はその時間を過ぎても出ることは可能です。</p>
教育長	<p>午後の8時半以降、出庫はできるけれども入庫はできない、というふうになってます。この点についてはかなり県とも協議をしましたね。</p>
教育長	<p>他にございませんか。これまでの時間よりもかなり延びるわけですので、それに伴って駐車の間時間帯も延びてきます。開館してからこれを本当にスタッフで全部回すことができるかどうか、私は心配なところがありますが、頑張ってみないといけませんね。他に追加で説明はありませんか。</p>
教育長	<p>敷地内の喫煙は一切禁止になっていましたよね。</p>
図書館長	<p>はい、敷地内は禁煙となっております。</p>
教育長	<p>他に何か御質問あれば。</p>
教育長	<p>それでは質問を終結して御意見をお願いします。</p>
中嶋委員	<p>19ページに、複写はカラー以外は片面10円、カラーは50円と記載されていますが、現在はいくらでしてるのでしょうか。</p>
図書館長	<p>これまで市立図書館ではカラーコピーはございませんでした。白黒コピーで10円だけでした。カラーが50円というのは大村市の手数料条例の中で規定している金額です。</p>
中嶋委員	<p>今、一般の店ではカラーは30円ぐらいだと思いますので、高いのではないかと思います。</p>
図書館長	<p>私がコンビニなど行った所ではB4までが50円でA3が80円というところが多かったのですが。これについては市の規定がありますので。</p>
中嶋委員	<p>近所のスーパーでは、全部30円でしたよ。今度の消費税増税でどう変わっているのかはわかりませんが。</p>
教育長	<p>他に御意見等はございませんか。当然、県もこういう改定をやっているわけですね、</p>

図書館長	<p>県立図書館と市立図書館とで共同で運営していきますので当然同じ規定に合わせて県も規則で同じ様にしておりますし、様々な運営についても後程ご説明いたしますが、利用細則という形で規定をされております。</p>
教育長	<p>御意見が無ければ終結いたします。採決します。第36号議案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
全委員	<p>ありません。</p>
教育長	<p>御異議ありませんので、原案のとおり決定することとします。次に、第37号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
図書館長	<p>第37号議案大村市立図書館利用に関する要綱の制定について教育委員会の審議を求めるものでございます。23ページをお願いします。第1条に記載しておりますように、この要綱制定の趣旨は大村市立図書館条例第2条に規定する図書館の資料及び施設の利用等に関し、運営上必要な事項を定めるものでございます。ミライ on 図書館は長崎県立長崎図書館と市立図書館が共同で運営するため、必要な利用規定については県と協議し、要綱として整理をしております。24ページをお願いいたします。第3条図書館資料の館内での利用について規定をしたものでございます。25ページをお願いいたします。第4条以降29ページの第18条までは個人貸出について規定をしております。利用者の登録、利用カードの交付や利用カードの取り扱い、個人貸出の手続き等について記載をしているものです。26ページをお願いいたします、第8条に個人貸出の手続きとすることで記載をしております。27ページをお願いいたします。第9条に個人貸出にかかる図書館資料の貸出期間と貸出の点数を記載したものです。こちらが大村市立図書館の資料として50点以内、視聴覚資料は2点以内、分室の資料としては20点以内ということで、郡地区公民館の図書を借りる場合は20点以内をお願いをすることです。あわせて合算貸出点数としておりますが、郡の図書室の本とミライ on の図書館の本とあわせて50点までということになります。視聴覚資料は郡にはありませんのでミライ on だけということで2点以内としております。貸出の期間は原則として22日以内としております。29ページをお願いいたします。第19条から30ページの第24条まで、こちらは団体貸出について利用対象、貸出期間、貸出点数等を規定しております。団体貸出については大村市内の官公署、事業所、地域の団体、保育教育施設、社会福祉施設、読書活動を行うボランティア団体などが対象となっております。30ページをお願いいたします。23条に団体貸出の貸出期間と貸出点数を規定しております。貸出期間は原則として30日以内としております。貸出の点数は100点以内です。団体貸出についてはミライ on 図書館の大村市立図書館が準備をしている団体貸出専用の図書の利用となり、郡地区公民館図書室では団体貸出として図書を借りることは出来ないということになっております。33ページをお願いいたします。第34条から次のページの38条まで、こちらは施設及び設備の利用ということで新たにミライ on 図書館に設けられましたグループ学習室や対面朗読室、インターネット閲覧サービス用のパソコンやDVD、CDの視聴用の機材</p>

	の利用規定です。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく お願いいたします。
教育長	第37号議案について、ただいま事務局から説明がありました。 これについて御質問ありませんか。先程の規則の改正から更に細かい 細則までをここに謳ってあるわけですが、何か御質問等あれば お願いいたします。
村川委員	いくつか教えてください。団体貸出とは、例えば学校の先生が学 校を代表して一人で行かれても手続きをすれば団体貸出になるの でしょうか。
図書館長	学校では代表者は校長先生になるかと思うのですが、学校の場合 ですと、団体でご登録いただいて団体用のカードを一枚発行するよ うにしております。それで100冊までということで。これまでも 学校司書の方にこういったテーマで教材として使いたいのという ことで先生の代わりに借りにいらっしゃっていましたが、冊数が5 0冊くらいまでと制限していましたが、今回100冊までと少し多 くすることができました。
村川委員	ありがとうございました。仕組みがよくわかっていませんでし た。司書さんがやってくさっていたのですね。
渡邊委員	今の件に関してですが、この団体貸出の対象が前記の規定にかか わらず19条の2で長崎県が設置する施設については団体貸出の対 象としないとありますが、これは具体的にいうと県立高校は団体貸 出の対象とならないということですか。
図書館長	大村市立図書館は大村市内の団体は書いておりますが県立高校な どは県立図書館が一括貸出という名称でサービスをしておりまし て、ここは区分けをして県立図書館で利用をしていただくというふ うになっております。
教育長	貸出についての交通整理をしているわけですね。受付窓口が異な るのですね。
図書館長	はい、そうです。大村市立図書館の団体貸出に関しては市立の司 書が先生方に対応し、県立の高校の方がいらっしゃった時には県立 で対応するということになっています。個人貸出に関してはカウン ターと一緒に業務をするということになりますが、この部分に関し ては別になっております。
教育長	他にございませんか。
中嶋委員	34ページ、その他施設の利用で38条のコインロッカーの利用 に関し必要な事項は館長が別に定めるとなっていますが、その別に 定めるという項目はどこにありますか。
図書館長	ここには特に記載はしておりません。申し訳ございません。まだ 規定が出来ておりません。このコインロッカーは、100円を入れ てまた戻ってくるというようなコインロッカーで、いわゆる駅にあ るような本当に有料のコインロッカーではありません。利用者が大 きな荷物がある時などに一時的に保管していただく為のコインロッ カーです。現在、作成中なのですが、忘れ物等があった時どうす るかというような内容のことを規定するようにしております。
中嶋委員	わかりました。コインロッカーを設置はするわけですね。

図書館長	既に設置しております資料館側にあります。お配りしたリーフレットを開いていただきまして一階の右側の右の下サブエントランスと書いてあるところに既にコインロッカーを設置しております。
中嶋委員	ここ一か所ですね。
図書館長	そうですね。一か所です。ある程度大きな荷物も入れられるようなサイズと、普通サイズと2種類があるコインロッカーになっております。
中嶋委員	わかりました。何人分くらいあるんですか。
新図書館整備室長	スーツケースとか入る大きなものから小型のものまで入るものを用意しておりますけども、大きなものは確か6箇所、小さいものは16くらいあると思います。全体でそれで足りるかどうかかわからないのですが。
教育長	他に御質問ありませんか。
佐古委員	33ページの第36条に記載されているパソコンやタブレットは何台あるのかをお聞かせ願いたいと思います。
図書館長	パソコンにつきましては三階の一般資料開架スペースに4台、一階の子ども室に一台です。それからタブレットは一階と三階と合わせて10台の用意をしているところです。
教育長	他にありませんか。
中嶋委員	フリーWi-Fiはちゃんと整備されているんですね。
図書館長	はい、館内で利用者がいらっしゃるところはフリーWi-Fiに対応しております。
佐古委員	30ページ、第23条の3ですが、エプロンシアターはどこかの団体が作られたものですか。それとも既成のものですか。
図書館長	はい、エプロンシアターやパネルシアターについて佐古委員は読み聞かせをよくされているのでご存知かと思いますが、ご存知ない方のために説明いたしますと、普通のいわゆるエプロンにフェルトで作ったお人形などを使ってエプロンを舞台にしてシアター、劇場ということでいろんな物語を展開していく。例えばジャックと豆の木でしたら、ポケットから豆のこう、長いのが出てきて肩のあたりにペタッとこうつけて、ジャックのお人形が登っていくというような形でエプロンの上でお話を展開していくというものになります。パネルシアターというのは、板、不織布みたいなのが貼ってある板のところにペラッとした紙なんですけれどそこにいろんなお人形や物語の背景とかを切り抜いて色を付けて作っておきましてその不織布の板の上に貼りながらお話を進めていくという、パネルシアター、劇場ということになっております。そういった、いわゆるお話の小道具的なものですね。今、佐古委員がお尋ねになったのは既製品なのか、ボランティアさんなどが手作りで作られたものかというお尋ねになります。ミライ on 図書館では既製品を購入して貸し出しをするということになっております。大村市立図書館の団体貸出は団体用ですが、県立図書館では個人貸出用のパネルシアターなども購入しておりますので、そちらは例えば中学生の子ども達がやってみたいという時には自由に利用が出来ます。佐古委員からのご質問への回答としては既製品ということになります。

教育長	よろしいでしょうか。他に御質問等ございませんか。これは郡と合わせて50点以内ですね。これは分室でその日借りた分がわかるのでしょうか。
図書館長	はい、図書館システムでは郡とミライオンで登録が別ですので、郡で貸出処理をした時には何冊というのがわかるようになっていますので、把握ができるようになっております。
教育長	ということは、70冊は借りれないということですね。
図書館長	そうですね、50冊までです。
教育長	ストップがかかるんですね。
図書館長	はい、ストップがかかるようになっています。
教育長	わかりました。他にございませんか。それでは御質問を終結します。それでは御意見があればお願いします。特に御意見がなければこれで終結したいと思いますが、よろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	それでは第37号議案について、採決します。第37号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。次に第38号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課参事	第38号議案大村市立史料館条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会に審議を求めるものであります。これは10月5日に大村市史料館条例の一部に改正する条例が施行されることに伴いまして、条例に対します規則の整理を行うものです。50ページの新旧対照表を用いてご説明したいと思っております。まず、史料館に関しましては今回施設の名称が大村市立史料館から大村市歴史資料館へ変更となります。これに伴いまして規則の題名及び規則各条文または別紙全般にわたりまして施設の名称が使用されておりますのでその施設の名称すべてを変更いたします。続きまして、第3条の休館日になります、これは先程説明いたしました図書館と同様のものになります。歴史資料館はミライオンの中に入りまして図書館と同じ運用を行っております、図書館と同じ開館、休館となっております。変更箇所を説明いたしますと、第1号の月曜日は変わりませんが、先程説明ありましたとおり月曜日が祝日だった場合は開館し翌平日を休館日とするものです。祝日が開館となるため、第2号を削除し、以下を繰り上げます。第2号で年末年始につきまして期間を図書館と同様に変更いたします。第3号で資料整理につきましてこの図書館同様第3木曜日から月末への変更を行います。次のページをご覧ください。第4号での特別整理期間について10日間以内に変更となります。また、第2項につきましては4月に分室として決定しました近代資料室の休館日を定めるものであります、近代資料室につきましては月曜日と年末年始の休館日を適用させることでミライオンにありますような月末であるとか特別整理期間の休館日は休館いたしません。そういう改正を行っております。第4条は入館者の守るべき事項の一部を整備したものです。特に、今までは獣類の禁止がありましたけれども介助犬についての受け入れを行うための条文整理を行い、また禁煙についての文言の整理を行ってお

	<p>ります。次のページをご覧ください。第8条で資料の寄託について定めたものでありますが、この中の出品という文言の削除を行っております。これは寄託というものは市民その他の方々から申出を受けて受けておりますが現在出品展示をして下さいという出品という運用を行っておりませんのでこの出品について削除、様式文言を削除するものです。続きまして、次のページをご覧ください。11条はただし書きを追加するものですが、委員会の最初の開催日にはまだ委員長が決まっておられませんので最初に開かれる委員会の招集に関して館長が行う旨を定めるものです。13条は先程、図書館長からも説明がありましたとおり駐車場の利用時間、供用時間について説明をするもので、駐車場につきましては図書館と共同で行いますので図書館の開館時間前後30分とする条文を追加するものです。この条文の追加に伴いまして、以下4条分が繰り下がっております。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>第38号議案について、説明がありましたけども御質問はありませんか。</p>
教育長	<p>委員の皆様、大体おわかりになっておられると思いますけど開館や休館については同じような設定をしておりますが、閉館時間が図書館よりも早くなっています。資料館は18時までです。</p>
教育長	<p>他に御質問はありませんか。</p>
教育長	<p>それでは質問を終結します。続いて意見がありましたらお願いします。</p>
村川委員	<p>前回の会議で、資料館の閉館時間を夕方6時までと説明がありましたが、展示がチームラボということもあって、様々な世代の人たちが行くようになると閉館が6時では早いかなと思いはじめてきたところです。人件費の予算の関係などもあると思いますので第三者の意見を聞きながら、開館時間を延長することも視野にいれながら、今後検討をしていただければと思います。あともう一点、入館者の守るべき事項の所に禁煙、タバコは吸わないと書かなくていいのかなと思いましたが。以上です</p>
教育長	<p>はい、以上2点について、文化振興課参事。</p>
文化振興課参事	<p>禁煙については、51ページ、4条第4項に記載しております。</p>
教育長	<p>喫煙又は所定の場所以外での飲食をしないこと、ですね。</p>
文化振興課参事	<p>喫煙は、「しないこと」にかかりまして、所定の場所以外は「飲食」にかかってまいります。</p>
佐古委員	<p>これは分けた方が良いかなと思います。</p>
中嶋委員	<p>そうですね、分けた方が良いと思います。</p>
村川委員	<p>所定の場所なら吸えるのかなと思ってしまう。</p>
中嶋委員	<p>所定の場所なら良いような感じがする。</p>
教育長	<p>喫煙はしない、と。</p>
中嶋委員	<p>喫煙又は所定の場所以外での飲食をしない。</p>
教育長	<p>図書館のように敷地内喫煙は駄目だとこれも同じように書いた方がいいんじゃないかという御意見です。</p>
文化振興課参	<p>はい、御意見いただきましたので市の総務法制担当にも確認しま</p>

事	して問題なければそういうふうな訂正等を行っていきたいと思います。
教育長	(4) の中でうまく整理がつけばいいんですけどね。相談してみてください。他に御意見ございませんか。
教育長	私の方からですが、歴史資料館も入場者数のカウントはできるんでしょうか。
文化振興課参事	各部屋にカウンターを設置しておりまして機械でカウントいたします。
教育長	最初の右側のシアターの分もあるということですね。
文化振興課参事	各部屋の入口天井にセンサーを設置しておりますので、人の出入りを見てカメラで計測をしてカウントする形になります。
教育長	そういえば、村川委員の一つ目の質問に答えていませんね。
文化振興課参事	開館時間の貴重な御意見として受け止めていきたいと思います。人員体制等にかかわってきますので、皆様方、利用者の声等を受けて、検討していきたいと思います。失礼いたしました。
教育長	市内外や、県外からもチームラボを見たいという方もおられるかもしれないですね。様子を見ながらということになるかもですね。
中嶋委員	確かに先程の(4)の表現ですが、私は間違えますね。喫煙又は所定の場所以外での飲食をしない、これでは喫煙をしない事ということが出てこないですね。ここは別の表現か、別項目を設けるなどした方が良くと思います。
佐古委員	18ページの(8)に書いてありますように敷地内での喫煙か、館内でかをはっきりとここにも書いてありますし、火気の使用を行わない事ということも書いてあります。検討していただければと思います。
教育長	そうですね、これは揃えた方がいいのではないかと思います。検討してください。
文化振興課参事	はい、検討いたします。
教育長	他に御意見ありませんか。
教育長	御意見がなければこれで終結いたします。第38号議案について、採決をします。第38号議案について、原案を一部修正して決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	続きまして第39号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課参事	第39号議案大村市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について、教育委員会に審議を求めるものであります。新旧対照表で説明をいたします。こちらも大村市立史料館が大村市歴史資料館へと改称に伴うものであります。第4条で専決についてですが史料館長とあるものを歴史資料館長に改めるものです。次の第5条中、事務分掌、文化振興課分に関してですが歴史資料館の整備が開館して完了しましたので第3号を削除し、以下の号を繰り上げまた、史料館とあるものを歴史資料館に改めるものです。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長	ただいま第39号議案について事務局から説明がありました、これについて御質問あればお願いいたします。
教育長	それでは質問を終結いたします、御意見があればお願いいたします。
教育長	御意見がなければ終結したいと思います。採決します。第39号議案については原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	はい、御異議ありませんので原案のとおり決定することといたします。それでは次に第40号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
文化振興課参事	57ページをご覧ください。第40号議案大村市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、教育委員会の審議を求めるものです。本件も大村市立史料館から大村市歴史資料館への変更に伴うものです。59ページの新旧対照表をご覧ください。第2条で公印の種類を示しておりますが、市立史料館の公印として大村市立史料館と大村市立史料館長印がございました。これを大村市歴史資料館印、大村市歴史資料館長印に改めるものです。同じくこの下の別表1の印、別表2の公印の種類や文字の配置について定めてるものですが、これもそれぞれ史料館を歴史資料館に改めるものです。説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。
教育長	第40号議案について、事務局から説明がありましたが御質問ありませんか。
教育長	御質問がなければ終結します。引き続き御意見があればお願いいたします。
教育長	御意見がなければ、よろしいでしょうか。終結いたします。第40号議案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。

◎自由討論

- ・村川委員から、SNSへの投稿についての説明があった。
- ・嶋崎委員から、ミライo n図書館の利用カード発行への対応、駐車場、ロッカー等開館にあたっての質問があった。

◎協議報告事項

- ・大村市教育委員会事務局職員の令和元年10月1日付け（10月5日付け）人事異動について

11月定例教育委員会 11月20日（水） 13時30分から

教育長	これをもちまして令和元年10月教育委員会定例会を終了します。17時10分
-----	--------------------------------------